

環境経済常任委員会記録

令和2年 第6回定例会	
1 日 時	令和2年12月16日(水) 午後1時00分 開会 午前1時46分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	小 島 実 委員長 鈴 木 毅 副委員長 藤 田 義 昭 委員 宇賀神 敏 委員 大 貫 毅 委員 関 口 正 一 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	増 淵 靖 弘 議長 鈴 木 敏 雄 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	山 崎 書記
8 会 議 の 概 要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

環境経済常任委員会 説明員

部 局	職 名	氏 名	人 数
経済部	経済部長	坂 入 弘 泰	8名
	産業振興課長	福 田 浩 士	
	産業誘致推進室長	鈴 木 淑 弘	
	観光交流課長	竹 澤 英 明	
	水源地域整備室長	小 磯 栄 一	
	農政課長	橋 本 寿 夫	
	林政課長	岸 野 孝 行	
	農業災害復興担当	藤 田 敏 明	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	駒 場 久 和	1名
環境部	環境部長	黒 川 勝 弘	6名
	環境課長	高 村 秀 樹	
	廃棄物対策課長	麦 倉 久 典	
	下水道課長	松 本 護	
	下水道施設課長	湯 沢 浩	
	環境課環境政策係長	小 太 刀 輝 幸	
合 計			15名

環境常任委員会 審査事項

- 1 議案第103号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))
- 2 議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について
- 3 議案第106号 令和2年度鹿沼市下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第113号 指定管理者の指定について
- 5 議案第122号 鹿沼市下水道条例の一部改正について

令和2年第6回定例会 環境経済常任委員会概要

○小島委員長 ただいまから環境経済常任委員会を開催いたします。

その前に、今回、改選後、最初の委員会のため、委員長、副委員長から一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

皆さん、改選後、初めての委員会なので、一言ご挨拶させていただきます。

皆さん、今、コロナ禍の中で、毎日不安な生活を送っていることと思います。

昨日も35人、県内で35人の感染者が出てしまいました。

感染拡大防止しなければなりません。

3密を守り、そして、手洗い、マスク、消毒、そして、換気を徹底していただき、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、議員も職員も、今勝負の3週間も今週で終わりですけれども、できることなら、勝負の3カ月を目標に頑張っただけければ、そのことが市民の健康と生命を守ることに繋がると思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木毅副委員長 副委員長を仰せつかりました鈴木でございます。

環境経済、僕は2回目なのですがけれども、今このコロナの影響で、本当に企業等が大変その停滞している、会社も週3回出勤とか、そういうのをよく僕のほうでも聞いております。

そんな中、この環境経済は、産業推進課とか、いろいろありますけれども、企業関係の助成金、補助金等、司る課でもあります。

そういったのをよく勉強して、企業が困らないように、僕のほうで、この鹿沼市を底のほうで持ち上げたいと思っておりますので、どうか皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、よろしくお願ひします。

○小島委員長 では、早速常任委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして、お願ひいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願ひいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願ひいたします。

今回も、議場内の3密状態を回避するため、執行部出席者を、従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごとに議案順に行います。

審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまから、環境経済常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

それでは、早々、経済部・農業委員会事務局関係の審査を行います。

はじめに、議案第103号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号））のうち、経済部・農業委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 皆さん、こんにちは。産業振興課長の福田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第103号 専決処分事項の承認について、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、経済部並びに農業委員会事務局所管の主なものについてご説明を申し上げます。

令和2年度補正予算に関する説明書、第6号になりますけれども、2ページをお開きください。

歳出予算についてご説明を申し上げます。よろしいでしょうか。第6号の説明書になります。

それでは、説明書の2ページをお開きください。歳出予算について、ご説明をいたします。

中段になります、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費、右の説明欄になりますけれども、企業誘致推進費200万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりますテレワークの導入など、多様な働き方や柔軟なライフスタイルを後押しするための「シェアオフィス等整備事業補助金」を創設いたしまして、その事業に要する費用を計上したものであります。

次の説明欄、商業振興推進事業費1,270万円の減のうち、報償費2,270万円の減につきましては、本市独自に実施いたしました「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」につきまして、申請受付が終了いたしましたので、その実績に基づきまして、これを減額するものであります。

また、次の「新型コロナウイルス対策経営強化補助金」1,000万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による厳しい状況を乗り越えるための感染拡大防止対策、及び新たな事業スタイルに挑戦する市内の小規模事業者等を支援するために、本市独自の支援策として創設したものであります。この事業に要する費用を計上したものであります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 では、シェアオフィスの補助、シェアオフィス等整備事業補助金についてお伺ひいたします。

この補助金の内容、どんな補助金なのか、お聞かせ願いたいのと、あともう既に、もし、募集されているかと思しますので、その応募状況とか、もし、差し支えなければ、できれば、どんなふうな方がどんなふうなことをやりたがっているのかというところ、もし差し支えなければ、そこまで教えていただければと思います。よろしく願います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

藤田委員の質問にお答えいたします。

シェアオフィス等の整備事業の補助金の概要につきましては、先ほどにもご説明させていただいておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、全国的にテレワークが推進されております。

多様な働き方や柔軟なライフスタイルの実現を後押しし、新たなビジネス及び雇用の創出につなげるため、シェアオフィス等の整備に要する経費の一部を補助するという内容になっております。

補助対象経費といたしましては、建物の改修工事費、設計等委託料、環境整備費が経費となっております。

補助額につきましては、補助対象経費の2分の1、上限100万円という形になっております。

今年度は予算額200万円で、応募状況につきましては、今現在のところ、相談といたしまして5件ほどの相談をいただいております。

その内訳につきましては、既にサテライトオフィス等を検討されていらっしゃる事業者様でありますとか、まちなかで、既に事務所をやられておりまして、その一角を、一角にコワーキングスペースをつくりたいとか、そういった内容のお問い合わせをいただいております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 補助制度のことにつきまして、もう1つお聞きしたいのが、この該当となる施設が、例えば、空き家・空き店舗を対象としたものなのか、そこ確認、お願いしたいと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

今、藤田委員のお話にありましており、空き物件を対象にしている補助金でございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 ということは、リニューアルは対象外ということでしょうか。

- 小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木産業誘致推進室長。
- 鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。
- 今リニューアルというお話だったのですけれども、既に空き物件になっておりまして、そういった物件を改修する場合には対象になります。
- ただし、既に使われている物件に関しては、そのリニューアルについては対象となりません。
- 以上で説明を終わります。
- 小島委員長 説明は終わりました。よろしいですか。はい。
- ほかに質疑はございませんか。
- 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
- 議案第 103 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 小島委員長 ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第 103 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することに決しました。
- 次に、議案第 104 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 7 号)についてのうち、経済部・農業委員会事務局関係予算を議題といたします。
- 執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。
- 福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。
- それでは、議案第 104 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 7 号)のうち、経済部並びに農業委員会事務局の主なものについて、ご説明をいたします。
- 令和 2 年度補正予算に関する説明書の、今度は第 7 号になります、第 7 号になりますが、3 ページをお開きください。
- それではまず、歳入についてご説明をいたします。
- 中段になります、15 款県支出金 2 項 4 目 農林水産業費県補助金の説明欄右側になりますけれども、98 万 5,000 円の増につきましては、千渡地区圃場整備事業の換地等調整事業費の増加に伴いまして、県補助金が増額となるものであります。
- 次に、その下の段になります、21 款市債 1 項 4 目 農林水産業債の説明欄、1,420 万円の増につきましては、辺地計画の変更に伴いまして、県営林道改良整備事業費の一部を市が負担することになりましたので、その予算を計上したものであります。
- 次に、歳出についてご説明をいたします。
- 少しとびますが、9 ページをお開きください。
- 9 ページ、中段になります、6 款農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄右側になりますけれども、花木センター管理運営費 2,423 万 4,000 円の増につきましては、コロナウイルス感染拡大により指定管理者が被った損失額を、指定管理の基本協定書に

基づきまして、負担するものであります。

同じく、6目 農地費の説明欄になりますが、団体営土地改良事業費 140万8,000円の増につきましては、先ほど説明いたしました、千渡地区圃場整備事業の換地等調整事業費の増額分であります。

次の段になります、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費の説明欄になりますが、企業誘致推進費 312万6,000円の増につきましては、「工業団地立地促進補助金等」の実績を見込み、これを増額するものであります。

次の説明欄になります、商業振興推進事業費 4,200万円の減のうち、事業継続応援金 5,000万円の減につきましては、本市独自に実施しております「鹿沼市事業継続応援金事業」につきまして、現在の申請状況を踏まえ、これを減額するものであります。

次の説明欄、一番下の説明欄になりますけれども、「新しい生活様式『かぬまの事業所』応援事業」の800万円の増につきましては、鹿沼商工会議所、栗野商工会が現在実施中であり、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための衝立等を導入する事業に対し、これを市が独自に支援しているものであります、事業費について不足が生じることが想定されるため、あらかじめこれを増額するものであります。

続いて、11ページをお開きください。

前のページからの続き、一番上段になりますけれども、4目 観光宣伝費の説明欄、観光イベント事業費、579万7,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により中止となったイベントの、開催補助金の不用額を減額するためのものであります。

次の5目 観光開発費の説明欄、観光交流拠点施設管理費、107万8,000円の増につきましては、関係人口継続発展事業といたしまして、コロナ禍におけるWeb会議用パソコン4台の購入費を増額するものであります。

次に、8款になります、一つとんで、4項都市計画費 6目 公園管理費の説明欄右側になりますけれども、出会いの森総合公園管理費 474万5,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により指定管理者が被った損失額を、指定管理の基本協定書に基づき負担するものであります。

さらにページをとびますが、15ページをお開きください。

一番上の段になります、11款 災害復旧費 1項 2目 林業施設災害復旧費の説明欄になりますが、林業施設災害復旧事業費 727万7,000円の増につきましては、令和元年東日本台風災害による県営林道災害復旧事業費の一部を市が負担するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。はい、宇賀神委員。

○宇賀神委員 宇賀神です。よろしくお願ひします。

9 ページの 6 款 6 目の補正額、千渡圃場整備に使う 140 万 8,000 円というのは、どんなことに使われる予算なのでしょうか。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。よろしくをお願いいたします。

ただいまの宇賀神委員のご質問にお答えしたいと思います。

この千渡地区の圃場整備事業の換地等調整事業費でございまして、内容は、対象区域の換地設計基準の作成になります。

具体的なその内容としましては、現地の調査とか、換地設計基準の素案作成、また、地域営農構想に係る検討会の開催費、それと推進委員会等の調整及び換地点検基準の作成というものが内容となります。

当初の見込みより、推進委員会による地元調整の進捗が順調に進みまして、前倒し実施による委託事業費の増加によるものになります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。宇賀神委員。

○宇賀神委員 ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。はい、大貫委員。

○大貫毅委員 10 ページの事業継続応援金のことなのですが、減額ということで、これ多分、国の持続化給付金に該当しない等の救済の制度だったと思うのですが、これはさほど鹿沼市に、どういったらいいかな、というか、影響があった事業者さんはほとんどが持続化給付金に該当していたので減額なのか、それともそんなに影響がない事業所が多かったのかとか、その辺のところをわかる範囲でちょっと教えてもらえれば。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 大貫委員のご質問にお答えいたします。

まず、今の給付の状況でありますけれども、12月7日現在で190件ということで、件数少し低調というところがあります。

当初は、市内の事業所おおむね4,000事業所ありまして、そのうち40%程度、国の持続化給付金で、40%、残り60のうち40%が、30から50、つまりはこの応援金に該当するのではないかとということで、4,000事業所程度見込んでいたのですが、ちょっとそれが低調だなという結果です。はい。

それで、持続化給付金につきましては、実は国のほうで、鹿沼市で該当した、交付した件数というのは教えていただけないので、どのぐらいいつているかというのは読めないのですが、委員おっしゃるとおり、もしかすると、持続化給付金、相当流れた方が多いのかなと。

さらに、応援金を市のほうに申請していただくのですが、ものによっては、50%を超える案件が何件かありまして、不交付ということで、不交付なのですが、国の給付金に申請ができますよということで、その辺の資料を添えてお知らせをしたりし

ておりますので、結構その持続化給付金というのは申請者多かったのかなという、そんなふうに事務局としては感じております。

説明は以上です。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。いいですか。はい、大貫委員。

○大貫毅委員 これって、まだ申請はできるのですか。

○小島委員長 説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 申請でありますけれども、一応国の持続化給付金と同様に、1月15日までが申請期限なのですけれども、まだ申請は可能であります。

説明は以上です。

○小島委員長 説明は終わりました。大貫委員。

○大貫毅委員 わかりました。もしかすると、制度を理解していないという場合もあるかもしれないので、引き続きPRというか、お願いをしておきます。以上です。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

説明があるというので、ちょっと福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 申し訳ありません。

先ほどの発言、ちょっと訂正をさせていただきます。

見込みの件数でありますけれども、全部で4,000件というのは、1,600件の間違いであります。

当初、事業所は4,000件あるのですけれども、40%見込むと、この事業の対象としては1,600件程度を事業所として、対象としておりました。訂正させていただきます。すみませんでした。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。鈴木副委員長。

○鈴木毅副委員長 産業振興課長になのですけれども、その事業所のその定義、日本国には、株式、合同、有限はなくなったとしても、合資・合名、いろんな法人、宗教法人、医療法人、いろいろあるのですが、個人事業主ですね、青色申告とかやっている方、どこからどこまでがその事業主というふうになっているのか、それはまた対象になるのか、ちょっとそこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○小島委員長 説明をお願いします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 この事業所数の捉え方なのですけれども、実は統計書上の、鹿沼市統計書上、つまり言えばこれ、経済センサス等で全国的に調査をしている調査の一端で、鹿沼市の結果が出ております。

それで、直近の数字ですと、これ平成28年の数字になるのですけれども、産業分類全体で4,690件というのが鹿沼市の事業所というふうに統計上言われております。

これは、個人事業主、それから法人事業主も含めてということに、というふうに理解をしております。

そのうち、一次産業、農林漁業を抜かしますと、そうですね、そのうち、建設業、こ

の当時、事業を見込んだときに、市内の状況を見ますと、台風の影響で、災害復旧事業が出まして、建設事業所さんは、まあまあ売上げの落ち込みは少ないのではないかと
いうことで、その分は、対象にしないわけではないのですけれども、事業所数から抜き
まして、4,600 から建設業の 600 件を抜いた残りの第二次産業、第三次産業などを含めて、
4,000 件というふうに見込んだものであります。

説明は以上です。

○小島委員長 説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木毅副委員長 わかりました。例えば、では、例えばですよ、一人でやっているよう
なボランティアグループとか、ちょっとまああれですけども、例えば、子ども食堂さ
んとか、そういったのは対象になるのですか。お願いします。

○小島委員長 説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 あくまでもこれは収益事業で、去年と比較して、減額になったとい
うのが基準になります。

それで 50%を超えると国の対象で、30%から 50%の間が市の対象というようなこと
になりますので、非営利とか、ボランティアですとそれは対象にならないということにな
ろうかと思えます。

説明は以上です。

○小島委員長 説明は終わりました。

○鈴木毅副委員長 はい、ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 104 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とする
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 104 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案ど
おり可とすることに決しました。

次に、議案第 113 号 指定管理者の指定について、議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。よろしくをお願いいたします。

議案第 113 号 指定管理者の指定についてご説明をいたします。

出会いの森総合公園及び出会いの森親水公園の指定管理者といたしまして、令和 3 年
4 月 1 日から 3 年間、特定非営利活動法人出会いの森管理協会を指定するものでありま
す。

出会いの森管理協会は、本施設の供用開始と同時に地域住民により設立されまして、
本施設のみならず、大芦川や対岸の山林など、景観と環境の保全を図り、本市西北部地

域の活性化に寄与することを、その設立目的としております。

地域の特性を熟知しておりまして、これまでのノウハウを生かしたサービス提供により、施設の設置目的を達成できると判断できることから、非公募となっております。

以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 113 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 113 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、経済部・農業委員会事務局関係案件の審査は終了いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩後には、環境部の関係の審査を行います。

午後 1 時 35 分まで休憩といたします。

(午後 1 時 29 分)

○小島委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 1 時 35 分)

○小島委員長 これから、環境部関係の審査を行います。

はじめに、議案第 104 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) についてのうち、環境部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。高村環境課長。

○高村環境課長 皆さん、こんにちは。環境課長の高村です。よろしくお願いいたします。

議案第 104 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) のうち、環境部所管の歳出について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、7 ページをお開きください。

上の段から 3 段目、4 款 衛生費 1 項 3 目「環境衛生費」の説明欄右側になりますが、「環境都市推進事業費」140 万円の増につきましては、家庭用再生可能エネルギー設備導入報償金に不足が生じるため、増額するものです。

次に、下の段、4 款 衛生費 2 項 1 目「環境クリーンセンター費」の説明欄、「清掃施設管理費」655 万 3,000 円の増につきましては、清掃施設における電気料について、本年度実績を見込み、不足が生じるため増額するものです。

次に、その下の行、「ごみ処理費」689 万 7,000 円の増につきましては、可燃ごみ等の処理量の本年度実績を見込み、処理に要する薬品代等に不足が生じるため増額するものです。

次に、10 ページをお開きください。

説明欄、一番上の行、「ごみ処理施設維持費」の 225 万 6,000 円の増につきましては、焼却炉温度計等消耗品及びコンプレッサー等施設器具の修繕に不足が生じるため増額するものです。

次に、その下の行、「一般廃棄物最終処分場維持管理費」の 30 万円の増につきましては、一般廃棄物最終処分場における電気料について、本年度実績を見込み、不足が生じるため増額するものです。

次に、その下の行、3 目「し尿処理費」の説明欄、「し尿処理費」100 万円の増につきましては、し尿・浄化槽汚泥の下水道移送用ポンプ消耗品部品の購入に不足が生じるため増額するものです。

以上で、令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 104 号中環境部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 104 号中環境部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 106 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。松本下水道課長。

○松本下水道課長 下水道課長の松本です。よろしくをお願いいたします。

議案第 106 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

別冊になっております、「令和 2 年度補正予算に関する説明書、鹿沼市下水道事業会計（第 1 号）」の 1 ページをお開きください。

まず、上段の収入についてであります。1 款 資本的収入 1 項 1 目 企業債の 2,250 万円の増、及びその下の 4 項 1 目 国庫補助金の 2,250 万円の増につきましては、管渠整備費の財源を増額するものであります。

次に、下の段の支出についてであります。1 款 資本的支出 1 項 1 目 管渠整備費の 4,500 万円の増につきましては、事業効果を促進させるため、府中雨水幹線工事費を 3,000 万円、黒川処理区の長寿命化工事費を 3,500 万円増額し、予定より延長距離が

短くなった富士山雨水幹線の設計委託費を 2,000 万円減額したものであります。

以上で、議案第 106 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算(第 1 号)の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 106 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 106 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 122 号 鹿沼市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。松本下水道課長。

○松本下水道課長 下水道課長の松本です。

議案第 122 号 鹿沼市下水道条例の一部改正について、ご説明いたします。

新旧対照表の 12 ページをご覧ください。

○小島委員長 よろしいですか。はい。

○松本下水道課長 はい。

現在市内には、鹿沼市下水道事務所、鹿沼市栗野水処理センターの 2 つの公共下水道処理施設と、鹿沼市古峰原水処理センター、鹿沼市西沢水処理センターの 2 つの特定環境保全公共下水道処理施設があります。

それら 4 施設のうち、古峰原水処理センターだけは、山間地域にあり、使用者も少ないため、平成 17 年の供用開始当時から、他の 3 施設と違う独自の施設使用料が設定されていました。

下水道事業は、本年 4 月から企業会計へ移行し、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を、ひとつの下水道事業として運営をすることになりました。

ライフライン事業での料金は、「ユニバーサル・サービス」に基づき「同一料金・同一サービス」が基本であるということ、また、特定環境保全公共下水道処理施設を有する県内他市での施設使用料は、全て公共下水道施設使用料と統一されていることから、古峰原水処理センターの施設使用料を、他の下水道施設使用料と統一するものであります。

以上で議案第 122 号 「鹿沼市下水道条例の一部改正について」の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 122 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 122 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、環境経済常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午後 1 時 4 6 分)